

# 仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) あじさい保育園用AED賃貸借
2. 概 要 本件、賃貸人が所有する自動体外式除細動器(以下、AEDという)を市が借り受け、賃料を支払うものである。
3. 納入場所 市川市妙典5丁目12番16号 あじさい保育園3階部分
4. 賃貸借期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日
5. リース物件の種類及び数量

種 類	詳 細	数 量
AED本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AED本体及び電極パッドは、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。</li> <li>○非医療従事者の使用が認められている機器であること。</li> <li>○日本版救急蘇生ガイドライン2020に対応している機種であること。</li> <li>○オートショック式であり、オートショックAEDのロゴマークがAED本体又はキャリングバックに貼付されていること。</li> <li>○本体に電源や小学生～大人モードと未就学児モードとの切り替えなどの操作ボタンなどがある場合は、その旨の表示が本体に日本語で記載されていること。なお、電源ボタンなど押下すると電源が切れるなど重大な支障がある場合は、同様に押下しない旨の表示をすること。</li> <li>○AED本体及び付属品は新品であること。</li> <li>○待機時の温度条件は0℃～50℃の範囲を含むこと。</li> <li>○防塵・防水の保護規格はIP55以上を有すること。</li> <li>○電極パッドは小学生～大人・未就学児兼用であり、AED本体に接続された状態で保管されていること。その他に予備の電極パッドを1個付けること。</li> <li>○心電図解析中や解析後でもAED本体の電源を落とすことなく、小学生～大人モードと未就学児モードの切り換えができること。</li> <li>○バッテリー方式で作動し、バッテリーの待機寿命は4年以上でショック140回相当の容量を有すること。</li> <li>○イラスト等を用いて操作手順を示したものを、本体、ケー</li> </ul>	1台

	<p>ス等に添付するなどし、表示すること。</p> <p>○使用時の心電図波形データを保存する機能を有すること。</p> <p>○機器本体、バッテリー残量及び電極パッドの使用可否を確認するセルフテスト機能を有すること。また、異常があった場合には、音と表示の両方で警告する機能を有すること。</p> <p>○セルフテストの結果を自動でサーバーへ送信し、賃借人がAEDの状態をインターネットのWeb画面等で把握できる遠隔監視システムを有すること。</p> <p>○機器の電源が入った場合、または異常を検知した場合は、賃借人へメール等で情報を通知すること。なお、サーバーとの通信は、設置場所の通信機能を用いることなく、賃貸人が設置するシステムで完結させること。</p> <p>○リース付属品として、バッテリーと電極パッドの他、次のものを含むこと。</p> <p>1) 救急セット 一式</p> <p>①人工呼吸用マウスピース</p> <p>②感染防止用手袋</p> <p>③脱毛用具</p> <p>④水分払拭用タオル</p> <p>⑤衣服切除用ハサミ</p> <p>2) 標準キャリングケース 一個</p> <p>AED本体、予備の電極パッド及び救急セットなど消耗品一式を収納できること。</p> <p>3) その他、標準的な付属品（取扱説明書・設置表示ステッカー等） 一式</p>	
--	--	--

## 6. 契約内容

本リース契約は、次の内容を含むものとする。

- (1) 本リース物件に付属する消耗品（バッテリー、電極パッド、救急セット）について、使用期限までに無償で新品を納入場所に訪問して交換し、常に正常に使用できる状態に保つ。また、電極パッドの使用が判明した場合は、速やかに納入場所を訪問して交換、補充すること。
- (2) 機器に異常が生じた際の対応、リコール対応を迅速に行う。
- (3) 消耗品を交換した際には、賃借人に書面により報告する。

## 7. 契約金額

契約金額は、AED本体のリース料の他、AEDを使用した際に、使用した電極パッド等は無償で補充する費用を含む。

8. 納 入 A E Dの納入費用は賃貸人が負担する。なお、納入期間については、契約日から令和8年7月31日までに使用可能な状態で納入する。

9. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める。若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

10. 動産総合保険 納入日から契約期間満了までの間、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を、賃貸人の負担により付保する。

11. 公租公課 公租公課は賃貸人の負担とする。

12. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

13. 一般的事項 (1) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

(2) 本仕様に定めのない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

(3) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。